

平成 21 年(行ツ)第 191 号上告事件 (上告人 国)
平成 21 年(行ヒ)第 226 号上告受理申立事件 (申立人 国)
平成 21 年(行ツ)第 192 号上告事件 (上告人 日本音楽家ユニオン)
平成 21 年(行ヒ)第 227 号上告受理申立事件 (申立人 日本音楽家ユニオン)

最高裁判所第三小法廷 御中

最高裁判所は、公正裁判実現のため、 口頭弁論を開いて下さい

東京地方裁判所は、新国立劇場合唱団員の八重樫節子さんが労働組合法上の労働者には該当しないとの理由で、八重樫さん所属の日本音楽家ユニオンが申し入れた団体交渉に新国立劇場が応じる義務はなく、また、新国立劇場が八重樫さんとの契約を終了させたことは不当労働行為に該当しない、との判決を下しました。さらに、東京高裁第 15 民事部 (藤村啓裁判長) は、平成 21 (2009) 年 3 月 25 日、東京地裁判決を正当として維持する判決を言い渡しました。

しかし、アメリカ合衆国、ドイツ、フランス、イタリアその他の多くの国でオペラの合唱団員には、労働組合に加入し、労働組合を通じて歌劇場経営者と労働条件の交渉を行う権利が認められています。日本の新国立劇場合唱団員の八重樫さんも、新国立劇場がオペラ公演事業目的に沿って一方的に決定した業務スケジュールに従って、年間約 230 日就労し、その対価として 300 万円程度の報酬を得て生活してきた者であり、労働組合に加入し労働組合の活動を通じてその地位と労働条件を向上させる権利が保障されなければなりません。

東京高裁判決は、憲法 28 条の解釈適用を誤り、労働組合法の解釈適用を誤り、さらに、最高裁判例に違反しています。最高裁判所は是非とも口頭弁論を開き、公正な判断をして下さい。

年 月 日

住 所

団体名

代表者名

印

<連絡先・署名送付先>

日本音楽家ユニオン

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6 - 12 - 30 芸能花伝舎 2 F

電話 03 - 5909 - 3062